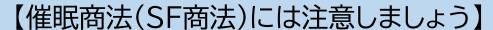
鎌ケ谷市消費生活センターかわらばん第17号

理解度チェック

(広報かまがや令和5年9月1日号掲載)







【事例】

チラシに「100円で食品や日用品がもらえる」とあり、空き店舗が特設会場になっていたので、出向いた。何度も通っているうちに、会場にいた人たちと仲良くなり、販売員にも信頼を寄せるようになった。

ある日、販売員から100万円の健康食品を購入するように言われ、日用品をもらったこともあり断りづらく、また、契約しないと帰れない雰囲気だったので、契約してしまった。100万円を支払うと、日々の生活に困ってしまう。

【アドバイス】

- ・チラシ等の「格安」「無料」「プレゼント」という誘い文句につられ、 安易に会場に近づかないようにしましょう。
- ・万が一会場に入ってしまった場合、「<mark>高額商品の販売が真の目的」</mark>と認 識し、日用品などは貰わないようにしましょう。
- ・場の雰囲気にのまれず、「今日だけ」「今だけ」「特別に」という言葉 に惑わされずに、**契約や購入を断りましょう**。

やむを得ず、契約したり、購入してしまった場合は、消費生活センターにご相談ください。契約後8日以内であれば、クーリング・オフが可能な場合や、期間を過ぎても、販売方法や説明に問題がある場合、解約できる可能性があります。

【問題】

空き店舗を利用した特設会場で、高額な健康食品を契約をしてしまったが、 この場合、クーリング・オフの対象には絶対にならない。

【答え】 ×

契約後8日以内であれば、クーリング・オフが可能な場合や、期間を過ぎても、販売方法や説明に問題がある場合、解約できる可能性があります。

身に覚えのない請求や、不審な電話・メールなど、お困りの際は 鎌ケ谷市消費生活センターにお気軽にご相談ください。

場所:鎌ケ谷市役所2階 商工振興課内

電話:047-445-1246

時間:平日(土日祝日·年末年始除<) 10時~12時 13時~16時

